

地域産業活性化事業実施要綱

（事業の目的）

第1条 この要綱は、道央地域（苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町）における中小企業等が行う地域の「人材」と「技術」を繋ぐネットワーク活動等の事業に対し、その経費の一部を助成することにより、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 助成を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- （1） 個人又は中小企業等の団体が他の個人又は団体等と連携し、活動するグループ
- （2） その他理事長が特に認める者

（対象事業）

第3条 助成の対象事業は、地域の「人材」と「技術」を繋ぐネットワークによるものづくり等の研修・研究活動、ものづくりに関わる人材を育てる活動等を行う次の事業とする。

- （1） ひとつづくり・起業支援事業は、地域産業関連の起業や地域産業の活性化を目的とする研修・講演等の事業、大学・公設試験研究機関等との連携事業等とする。
- （2） 地域特産品プロジェクト等助成事業は、地域資源を活用した特産品開発・商品化事業、地域の産業おこし、ものづくりプロジェクト、大学・公設試験研究機関等との連携事業等とする。

（対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、講師の招聘費（交通費、宿泊費及び謝金）、会場費、原材料費、技術指導費、消耗品費、印刷費等その他理事長が特に認める経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

（助成額）

第5条 助成額は、次のとおりとし、予算の範囲内で助成するものとする。

- （1） 第3条第1号に定めるひとつづくり・起業支援事業は、対象経費の10分の10以内とし、10万円を限度とする。
- （2） 第3条第2号に定める地域特産品プロジェクト等助成事業は、対象経費の10分の10以内とし、10万円を限度とする。

（申請）

第6条 助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- （1） 地域産業活性化申請書（様式第1号）
- （2） 事業計画書（様式第2号）

（審査及び決定）

第7条 理事長は、前条の申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、助成事業の採択及び助成額を決定する。ただし、理事長は、必要に応じて関係者の意見を求め、又は調査することができるものとする。

(決定の通知)

第8条 理事長は、対象事業及び助成額を決定したときは、決定内容及び次の条件を付して当該申請者(以下「助成対象者」という。)に地域産業活性化事業決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 対象事業の内容を変更する場合は、理事長の承認を受けること。ただし、軽微な変更は除く。
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (3) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、指示を受けること。
- (4) 対象事業の支出に当たっては、対象事業以外の用途に使用してはならないこと。

(報告)

第9条 助成対象者は、対象事業について、次の区分により報告するものとする。

- (1) 事業完了報告 対象事業が完了したときは、対象経費として支出したものの証拠書類の写し等を添え、速やかに事業完了報告書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。
- (2) 事業計画変更報告 対象事業の内容の変更、中止、廃止及び遂行が困難となったときは、速やかに事業計画変更承認申請書(様式第5号)を提出するものとし、理事長は、その内容を確認し事業計画変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(助成額の確定及び交付)

第10条 理事長は、対象事業の完了報告書の提出を受け、その内容を審査(現地調査を含む。)し、助成決定条件に適合していると認めたときは、助成額を確定し、当該助成対象者に地域活性化支援助成事業確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 2 確定した助成額は、確定通知書を交付した日から30日以内に支払うものとする。

(決定の取消し)

第11条 理事長は、助成の決定をした内容と事実が相違する、又はこれに付した条件を満たしていないときは、助成額の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成額の確定があった後においても適用するものとする。

(対象事業の経理)

第12条 助成対象者は、対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類は、当該対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。